

○死亡（本人）

・概要

- (1) 組合員が死亡したとき

・関係法令等

- (1) 地方公務員等法共済組合法第42、53、54、65、72条
- (2) 地方公務員等法共済組合法施行規程第112、116条
- (3) 公立学校共済組法定款第23、26条
- (4) 公立学校共済組合運営規則第21条第4項
- (5) 福島県教職員互助会給付規程第7条

・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
本人死亡の場合	ただちに	地教委・教育事務所	◇死亡報告 (1) 電話で行う ※ 報告内容 ① 死亡した職員の職氏名 ② 死亡の場所・死因 ③ 葬儀の月日・時刻・場所 ④ 喪主又は施主の氏名・続柄
		福利課	◇弔慰供花 (1) 電話で連絡する ※ 福利課の指示により、学校から直接業者へ発注する（花輪、又は生花を予算内で） 毎年度、共済組合・互助会より文書が届くので、確認する
	遅滞なく	（地教委経由）	◇死亡報告書の提出（校長の場合は死亡診断書のみ） (1) ○○学校○○死亡についての報告 4部作成3部提出 添付書類 ① 死亡報告書（写） 事故死亡の場合は次の書類も添付 ② 職員事故の発生報告
	書類ができ次第	教育事務所	◇退職に係る手続き (1) 退職手当（死亡退職に係る退職手当）受給申出書 (2) 遺族共済年金決定請求書
福利課		◇弔慰供花請求（書類提出） (1) 弔慰供花実施報告書 原本1部 添付書類 ① 納品業者の請求書 ◇その他の給付金請求書 (1) 埋葬料（同附加金）請求書（共済組合） 添付書類 ① 市町村発行の埋火葬許可書の写 (2) 死亡弔慰金・死亡給付金請求書（互助会） 添付書類 ① 死体埋火葬許可書の写 ※ 会員と請求する遺族の関係が分かる戸籍抄本を添付。ただし、請求者が被扶養者の場合は、不要とする (3) 弔慰金請求書（災害で死亡したとき） 添付書類 ① 非常災害により死亡したことの市町村長又は警察署長の証明、又は「事故証明書」又は「死亡診断証明書写」 ② 遺族の順位を証明する書類。（組合員との続柄が明確な戸籍抄本等）	

事項	処理時期	手続先	手 続 内 容
本人死亡の場合	書類ができ次第	福利課	◇死亡の報告 (1) 組合員・会員異動報告書 添付書類 ① 組合員証 ◇福利厚生事業 (1) 退職会員記念品贈呈事業対象者報告書 (会員期間20年以上の場合) (2) 永年勤続リフレッシュ休暇助成事業対象者報告書 (中途退職会員 ※勤続20年以上30年未満)
	給料日	教育事務所	◇給与の支給 ※ 給料日以前に死亡のとき、領収書に領収印は押さない。(給料は1か月分支給) ※ 「〇〇〇〇遺族(続柄) 氏名〇〇〇〇印」の領収書と戸籍謄本1通を送付する
校内給与関係	すみやかに	銀行・生協他	◇遺族への案内 (1) 財形貯蓄 (2) 学生協出資金 (3) その他の保険関係

以 下 余 白